

改正

昭和46年9月30日条例第20号

昭和54年6月28日条例第8号

平成16年3月24日条例第1号

稚内市総合計画審議会条例

(設置)

**第1条** 本市の総合計画に関して市長の諮問に応じ、必要な調査及び審議を行うため、稚内市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

**第2条** 審議会は、委員32人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者 8人以内
- (2) 民間団体等の代表者 8人以内
- (3) 関係行政機関の職員 8人以内
- (4) 一般公募による市民 8人以内

(会長及び副会長)

**第3条** 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

**第4条** 委員の任期は、審議会の答申が終了するまでの期間とする。

(会議)

**第5条** 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部会の設置)

**第6条** 審議会に専門の事項を調査及び審議させるため必要があるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員のうちから会長が指名する者をもって組織する。
- 3 部会に部会長及び副部会長 1 人を置き、当該所属部会の委員の互選により選出する。
- 4 部会の会議は、前条の規定を準用する。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは、部会の会議に当該所属部会の委員以外の者を出席させ、意見を求め、又は説明を求めることができる。
- 6 部会長は、部会の会議において審議し、又は調査した事項を審議会に報告しなければならない。  
(会長への委任)

**第7条** この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和46年 9 月30日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年 8 月11日から適用する。

**附 則** (昭和54年 6 月28日条例第 8 号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成16年 3 月24日条例第 1 号)

この条例は、平成16年 4 月 1 日から施行する。(後略)